

林道除草機による除草作業の留意事項について

1. 使用機械器具

- (1) 発注者は受注者に対し、林道除草機（以下「本機という。」）を貸与するものとする。貸与する品名については別紙「貸与品一覧」のとおり。
- (2) 受注者は、貸与された本機を善良な管理のもとで使用するものとする。
- (3) 消耗品の交換が必要となった場合は、監督職員の承諾を得た後実施するものとする。
- (4) 受注者の過失により修繕が必要となった場合は、受注者の責において修繕することとする。
- (5) 消耗品の交換及び修繕した場合は稼働日誌に記録しておくものとする。

2. 車両運転及び機械操作

- (1) 本機は、軽トラックと一体となっているため、本機を操作する者は普通免許を有する者とする。
- (2) 本機を初めて使用する者は、本機の構造、機械操作、点検内容等について発注者側の操作経験者から指導を受けること。

3. 安全作業の確保

(1) 事前の現地調査

除草作業開始前に、あらかじめ作業現場内の法面浮石、落石、転石等の障害物を除去し、路肩の軟弱な箇所、障害物の除去困難な箇所については、テープ等で目印をつけ、本機による刈払いは避け、手刈りすること。

(2) 作業前点検

本機の使用に当たっては、使用前に点検を行い異常のないことを確認してから作業地へ出発すること。

(3) 作業地への移動

作業地へ出発、移動する場合は、本機は必ず荷台に格納してから走行すること。

(4) 作業形態

ア 本機による作業は、必ず運転者及び誘導者で行うこととし、運転者はもっぱら車両と本機の操作をし、誘導者は本機の誘導、一般車両の通行規制等を行うこととする。

イ 作業中、他の車と交差する場合には、一時停止、または徐行する等安全の確保に努めること。

ウ 作業中は必ず作業灯（前照灯等）を点灯し、林道内は作業に支障ない法定速度以下で走行すること。

(5) 作業規制

強風、大雨、濃霧、雷等による悪天候下での作業は行わないこととし、作業の実施に当たっては、次の事項に留意すること。

ア バックしながらの刈払いは絶対行わないこと。

イ 運転者の車両乗降は、本機の円盤の回転が完全に止まっていることを確認してから行うこと。

ウ 誘導者は本機による刈払い中は、本機には絶対近寄らないこと。

エ カッターとアームの取付け部分には、挟雑物が生じ易いので常に点検し、生じたときは速やかに取除くこと。

4. 本機の保全管理

(1) 保管場所への格納

本機の保管場所への格納は、長期に使用しない場合を除き、車両に搭載したままで差し支えないが、清掃のうえ格納すること。

(2) 点検整備

ア 日常点検と修理、部品の取替え等

◎燃料油脂量◎取付け部分のゆるみ◎円盤及びカッターの損傷程度

◎ベルトのゆるみ、損傷程度等を点検する。

なお、油もれ等異常があった場合は整備することとするが、その内容について事前に監督職員へ報告し指示を受けること。

また、カッターの損傷は激しいので、折損等が生じないよう早めに取替えること。

イ 稼働日誌

稼働日の作業内容等を林道除草機稼働日誌に記載整理し、業務終了時に監督職員に提出すること。

貸与品一覧

1 貸与品名等

品名	品質・規格	数量	単位	引渡し場所	引渡し時期
林道除草機	車両搭載型	1	台	仙台森林管理署	
工具		1	式	仙台森林管理署	
携行缶	ガソリン用	1	個	仙台森林管理署	
作業標識		1	基	仙台森林管理署	
ディスク	円盤形	2	枚	仙台森林管理署	
Vベルト		2	本	仙台森林管理署	
カッター・ホルト・ピン		1	式	仙台森林管理署	

2 貸与品使用予定期間

契約締結の翌日 ~ 令和 年 月 日